



2002年5月28日 第2002-49号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】社会政策局

03-3451-2586

E-MAIL : syakai@jam-union.or.jp

配偶者控除・配偶者特別控除の縮小・廃止を提案

～政府の男女共同参画会議・影響調査専門調査会の中間報告～

「ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システム」を検討

政府の男女共同参画会議・影響調査専門調査会は、4月24日「個人のライフスタイルの選択と税制・社会保障制度、雇用システム」に関する中間報告をまとめました。

雇用労働者の約4割を女性が占めるようになるとともに、共働き世帯が片働き世帯を上回ってきた現状を踏まえ、「女性は家庭（＝専業主婦）男性は仕事（＝会社中心）」という考え方を中心とした税制、年金制度等を、個人単位化を中心とした制度に転換するよう促しています。

今後、この中間報告について意見募集が行われ、それを踏まえた審議ののち、年内には最終報告が取りまとめられる予定です。

中間報告の概要

1. 背景として

高度経済成長時代に形成された役割分担
男性は、仕事中心、女性は専業主婦
現在のもとになる制度・慣行が形成される

1970年代半ば以降、制度・慣行の
ライフスタイルとの不適合が拡大
専業主婦比率の低下、再就業選択、103万円問題
会社人間、企業中心社会による雇用流動化困難

男性：家庭と地域をこころみる余裕を失いがち
女性：家庭運営の負担感が過重、地域社会が弱体化、孤立

2. 中立性確保の意義

片働き、共働き、シングル世帯と多様化する家族形態のニーズへの対応が可能になる。また、共働き世帯は、二人で働くことにより所得の増大と所得変動の危険を分散できる。

女性労働者の活用によって、企業経営上の重要な戦略である能力発揮が可能になり、少子・高齢化の影響による労働力人口不足の影響を軽減。同様に社会保障の支え手を増やすことが可能。

3. 現状の問題点

男女間賃金格差

「子育てを終えた後の再就業問題」

中高年女性の非正規雇用の多さ

「賃金年収を一定水準に抑えようとする就業調整問題」

4. 改革の具体的方向

(1) 税制

配偶者控除・配偶者特別控除は、国民の負担に与える影響を調整するよう配慮しつつ、縮小・廃止

(2) 公的年金

短時間労働者への厚生年金の適用拡大、または第

3号被保険者本人にも保険料の負担を求める。

離婚時の年金分割が可能になる選択肢も考慮。

(3) 健康保険・介護保険

公的年金と整合的な見直し。

(4) 企業の家族手当等

縮小・廃止して基本給に振り替える方向で税制・社会保障制度を見直し。

(5) 雇用システム

税制・社会保障制度改革、労働市場改革等の前提条件を整備することにより、非中立性を是正し、

雇用形態・処遇を見直し、ワークシェアリングの考え方を含めた良好で多様な労働形態を実現す

る。